

【議事概要】第3回 亀山市人権施策審議会

【開催日時等】

- ◆日時 平成26年7月2日（水）10：00～12：00
- ◆場所 亀山市役所 3階 理事者控室
- ◆出席委員（敬称略）：
藤原正範 不破為和 青シゲミ 浜野芳美 岡安裕子 佐藤和夫
宮崎みつ子 福永磨子 榎谷英一 明石澄子
- ◆欠席委員（敬称略）：橋本茂八 田中義雄
- ◆事務局：文化振興局長 共生社会推進室長 共生社会推進室主査

【協議事項等】

- ◆委嘱状交付
人事異動に伴い、前任の中原博委員の補欠委員として佐藤和夫委員に委嘱
(任期 平成26年7月2日から平成27年12月17日まで(前任者の残任期間))
- ◆あいさつ
 - ・藤原会長あいさつ
 - ・新たに選任された佐藤委員が自己紹介

◆協議事項

(1) 経過報告（資料1参照）

事務局

「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例（平成25年6月28日施行）」の制定までの経過を報告するとともに、同条例第5条に規定の「人権施策の基本となる方針」を定めるため、同条例第7条の規定に基づき「亀山市人権施策審議会」を設置し、平成25年12月18日と平成26年1月27日に同審議会を開催してまいりました。
(資料1参照)

なるべくこの会議自体が啓発の機会になるようにしたいと考えています。会議の内容については皆さんにチェックしていただき、ホームページで公開していきたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

会 長

協議事項の(1)(資料1)議事録について、念のため各自でご確認をお願いします。

(2) 亀山市「人権施策の基本となる方針」の策定スケジュールについて（資料2参照）

○共生社会推進室より説明

会 長

来年の今頃には基本方針案が出来ており、パブリックコメントを経て基本方針が策定される流れになります。

ワーキンググループとのワークショップを実施予定となっておりますが、まだ具体策は持っていないのかもしれませんが、どのようなイメージの会合なのか説明してもらえないですか。

事務局

次回、合同で開催するかどうかは詰めていませんが、市民の方と一緒に考える機会を

持ちたいと思っています。ただ、審議会とワークショップは別々の実施になるかと思っています。いずれにしても、このような審議が行われていることを市民の皆さんに知ってもらおうということが大切ですので、早急に考えていきたいと思っています。

会 長

今後市民を巻き込んだような人権に関する大きなイベントや講演会はありませんか。

事務局

12月の人権週間に合わせてヒューマンフェスタ in 亀山の開催を予定しています。また、三重県とコラボレーションした単独の講演会という可能性もあるかと思っています。

委 員

パブリックコメントですが、あまり市民の意見が反映されにくいように感じます。やはりこれは市民の皆さんと一緒に考えていくということが大切ですので、例えばある地区において、基本方針案についてお尋ねするような場を設けるなどのことも考えられないでしょうか。

事務局

ある程度の方案をお示しして、それに対して意見をもらう場合と、ベースを示さずに課題を出し合ってもらう場合があると思います。どちらかといえば、この審議会の方案を作成して、それに基づいて意見を求める方が良いかと思っています。パブリックコメント前にも、少し意見をもらう場を設定するのも一つの方法かと思っています。

委 員

知識のある人が集まって、人権について考えて出来た基本方針案のあとにパブリックコメントを実施しても「もう出来上がったものだから」とか「自分には関係ない」とかになって、良いものが出来るか分からない。コミュニティのような大きな組織で話し合うよりも、もっと小さな組織で話し合った方が、より現実を見据えたものが出来るのではないのでしょうか。そういう小さな意見を出したり、拾えたりする機会があれば良いと思います。

他市や三重県の基本方針の文面を切り貼りして亀山市の基本方針が出来上がってしまうのではないかと危惧します。亀山市独特の基本方針を策定するなら、基本方針案が出来来る前に、もっと市民一人ひとりの意見を拾えれば良いと思います。

会 長

今のご意見は必ずしも人権に取り組んでいるところばかりの意見を聞くのではなく、もっと小さなところから意見を吸い上げればどうかということですね。人権を話題にしてもらうということがスタート地点だと思います。

事務局

今のご意見を聞きますと、ワークショップだけではなくて、もっと個々の集まりにこちらから提案していく方法も良いのかなという感じもしました。

策定スケジュールに関しては資料2のような方向で考えていますが、実際は議論の積み上げが大切だということは認識しています。

委 員

頭では分かっている、実際に行動できるかという疑問です。学校の授業で勉強をきちんとしている子どもでも、幼稚な発想で人権を侵害してしまった例もあります。いろんな勉強をしてきたはずなのに、きちんとした行動が出来なかった生徒がいたことについては我々にも大きな反省材料になりました。

委 員

本題ではありませんが、できましたら審議資料は1週間前には送付をお願いします。

審議会の場で内容を読んで意見をくださいと言われても非常に難しいです。これからは審議会の開催前に資料をあらかじめ送ってほしいと思います。

内容について事前にしっかり確認し、きちんと議論をしたいと考えていますのでよろしくをお願いします。

事務局

おっしゃるとおりです。今後は1週間前には送るよういたします。

会 長

それでは次に事項書（3）の「人権施策の基本となる方針」の他市等の事例について説明をお願いします。

（3）「人権施策の基本となる方針」の他市等の事例について（資料3参照）

○共生社会推進室より説明

事務局

この資料は昨年12月に開催した第1回の人権施策審議会において表紙の部分だけを提示したものの詳細版です。

多くの基本方針で同じような組み立てになっており、「経緯」「基本理念や方針」「分野別の施策」「施策の推進」という流れになっています。これら資料を基にイメージを膨らませていただいて、亀山市らしさを付け加えた亀山市版を作成していきたいと考えています。

今後はご意見を伺いながら基本方針案を作成していきますので、その案についてご審議をたまわることになります。

東京都が14年ぶりに人権指針を改訂します。資料の他市の方針は少し前のものですが、組み立ては同じようなものとなっています。他市で策定されてきた方針のイメージを持っていただきたいと思うものです。

資料の一番上の東京都だけはオリンピックをひかえて、人権姿勢を世界にアピールする機会であると捉えているようです。これを機に他の市も追従して改訂していくかもしれません。これらの資料は基本方針案の組み立ての参考にするものであり、これらを参考にして亀山市版を作りたいと考え資料をお付けしたものです。

会 長

県や他市で既に策定されている基本方針は、全く同じというわけではないようです。では、亀山市としてはどのようなものを策定するのかという議論するべきだと思いますが、今日はそこまではできないと思います。

大枠を見ていただいた感じの印象などのご意見ををお願いします。

会 長

資料には津市、四日市市、松阪市、伊勢市など亀山市より比較的大きい市をとり上げていますが、亀山市と同規模の市については考察等されていますか。

事務局

今ここに資料はありませんが、今後亀山市と同規模の5万人都市をピックアップして、どんな組み立てをしているかということ整理したうえで、資料としてお出ししているかと思います。

会 長

条例を読む市民はなかなかいないと思うが、出来上がった基本方針については市民に全戸配布するのでしょうか。それともダイジェスト版のみという形にするのですか。

事務局

ホームページでは全文を掲載するつもりですが、全戸配布はダイジェスト版になると思います。

会 長

平成25年に制定された亀山市の人権条例では、個々の人権課題についてその多くを記載せず、今策定を進めています基本方針に細かく記載していこうということでした。ですからどのようなことを基本方針で取り上げるのかは重要なことになると思います。

亀山市の条例は、詳細な内容が記載されているのではなく、包括的に記載されています。この包括的な部分、例えば「あらゆる人権」の「あらゆる」という部分を基本方針では細かく表記していくということだと考えています。

会 長

今回はこの資料を読んで議論することは出来ないと思いますので、次回までに読んでいただくということで、次の協議事項に移りたいと思います。(4)の亀山市の人権に関する現状及び課題について事務局より説明をお願いします。なおここでは、添付資料の市民意識調査を含めた説明をしていただいで、丁寧な議論をしていきたいと思しますのでよろしくお願いします。

(4) 亀山市の人権に関する現状及び課題について（資料4参照）

○共生社会推進室より説明

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、同和問題と、項目ごとに問題点をまとめました。また、その他の人権については主にインターネットによる人権問題を取り上げています。

なお、この資料では条例を策定する前の市民意識調査の内容も提示してあります。

人権問題は何かが起きた時に思い出されるということが多く、資料には最近の話題も載せておきました。東京都議会のセクハラ野次、男児遺棄致死事件、サッカーJリーグ「Japanese Only」横断幕掲出事件、亀山市役所に対する同和地区に関しての問い合わせ案件なども載せていますので参考にしてください。

会 長

市民の意識調査というのは人権に特化したものではなく行政全般に関するものなので

すね。

事務局

そうです。それではこちらのほうを先に説明させていただきます。この調査は人権のことだけの調査ではありませんが、調査内容の中に人権に関する事項（アンダーライン部分等）も含まれているので資料（抜粋）として出させていただきました。

（・調査内容のうち、人権に関する部分についてのみ説明）

会 長

この協議事項については全委員さんから意見をいただきたいと思います。委員の皆さんが日常の中で人権にかかわることで感じたことなどをお伺いしたいと思います。

委 員

私が非常に気になるのは、総合計画が進められていく中で人権という言葉がどれくらい使われていくのかということです。

私はこの調査の中で人権という言葉が相当数削られているのではないかと危惧しています。亀山市の人権に対する行政の意識がどこにあるのかということを確認するべきだと思います。およそ10年前の基本計画の時だったと記憶していますが、その際、人権という言葉が削られたということがありました。これらはすべて行政サイドで削ったという歴史があります。調査項目が増えても人権という言葉が減っているのはどうかと思います。

事務局

施策の体系の中では人権という1本の柱が立っています。人権、男女共同参画、多文化共生は1つの柱になっているのです。ただご指摘のように、施策の中身が多いとか少ないといったことは今後の議論にもなると思いますが、人権施策として1つの柱になってはいますので、重要性についてはしっかりと認識させていただいているつもりでございます。

委 員

申し訳ありませんが、答えになっていないと思います。要は基本計画の中に人権という用語がどれだけあるかということを確認してほしいということであって、減っているのであれば市民の意識や行政の意識に問題があるのではないのでしょうか。

例えば高齢者のための施策の場合、その施策には人権も関係しているということは知っていますと思いますが、高齢者のための人権施策という書き方をしていません。

本来人権ということは、亀山市の基本方針のトップにあってもいいのではないのでしょうか。高齢者のためとか、子どものための施策の中に高齢者の人権施策とか子どものための人権施策という形で書いてないことはおかしいと思います。それらが重要な事項であるという認識がもっと必要なのではないのでしょうか。

会 長

今の意見は重要な話題ですね。ところで後期基本計画は何年目になるのですか。

事務局

3年目です。実施計画が3年目で、あと2年で終了します。

会 長

平成24年度から始まって平成28年度までということですね。前の5年間は前期計画で今回の後期計画では大幅な修正をしなかったということですね。

事務局

しなかったというより、議会の承認を得られず出来ませんでした。

会 長

先ほどのご意見は前の10年の計画に比べれば、人権という言葉が大幅に減ったということですか。

委 員

そうです。減っていると思います。ですからその文言を次の総合計画に活かそうと思ったら、その文言の復活を前提とした論議が必要だと思います。行政が中心となって「変えていこう」という論議をしていかないなりません。

事務局

反対に言えば、基本方針の中でそういうことまで書いていけばいいのですね。行政全体の視点から、人権というのを基本方針の中に盛り込んでいくというのはどうでしょうか。

委 員

是非そういう形で考えていただければ良いと思います。

委 員

将来の作業部会でも今の話について議論していただいて、もう少し皆さんに理解を深めてもらうべきだと思います。意識調査においても、人権に関する関心はあまり高くないように感じます。我々も、もっと細かく考えながら、それを市民の皆さんにPRしなければならぬと反省するところです。

事務局

普段人権というと何かしらぼやとした感覚で考えていて、何か人権に関する問題がメディアなどで取り上げられると、急に意識が向上したような錯覚を覚えます。

なお、同和問題についての補足でございますが、今年の5月に四日市市在住の60代の女性から共生社会推進室へ問い合わせがありました。その女性の息子さんが結婚を考えており、その相手が亀山市在住とのことでした。いろいろな噂や疑念などから、息子の交際相手が住む地区は同和地区ではないかとの問い合わせでした。

こちらとしては「同和地区であってもなくても答えられない」と回答しました。「そのような考えを止めていただき、息子さんの幸福を一番に考え、応援してあげてほしい」と啓発しました。三重県人権センターにも連絡をとりながら対応にあたりました。

このことは正直言って非常に驚いた事案でした。問い合わせしてきた女性も、そういうことを考えるのは悪いことだと認識はしていたようですが、息子のことで食事ものを通らない、仕事にも行けない、といった内容でしたので驚きました。

本日の審議会においても取り上げたほうが良いと思った事案でしたので報告させてい

ただきました。

委 員

行政なら教えてくれると考えたのでしょうか？他には聞くところがないと思ったのでしょうか？

事務局

四日市市にも聞いたようです。亀山市に問い合わせても答えてくれないとは認識されていたようですが、問い合わせずにはいられなかったようです。

また、その女性は、自分の知り合いとかに尋ねると、自身が人を差別する人だと思われることを懸念してこちらに聞いてきたようでした。

委 員

そうやって意識づけられてきた、大人になってきたこと自体がその女性にとって悲劇だと思います。そういう地区があり、その地区の中で人と関わりを持つことが人生の中で大きなデメリットになるということを社会的に教えられてきた歴史があるわけだから、正していく必要があります。

委 員

亀山市は他の市に比べると啓発活動が遅れているように感じています。

委 員

私の親の世代は口に出しては言わないが、そのようなことを思っているかもしれません。私は今40代ですが、過去に人権教育というものをあまり深く考えなかった気がします。今の小学校の子どもに人権の話をしたところ、「教えられればそういうことがあるんだなと思うけど、知ってしまうと差別してしまうような気もする。知らなかったら知らなかったで済んでいたのに。」と言われたことがあります。私もどのように説明していいのか分かりませんでした。難しく感じました。

委 員

私自身、同和地区と一緒に住んで勉強しなければならなかったきっかけは、親友が結婚差別を受け、自殺未遂をし、それらがもとで家出をしたという体験からです。

四日市市の事案はすごく悲しく感じました。私は同和地区に夫といっしょに10年間住みました。地域の方と触れ合う中で一番思ったのは、差別をなくそうとする本気度というのが自分自身の中で問われている気がしました。当時は「部落」という言葉自体も差別用語でしたが、地域の人たちは「あえて部落という言葉を使う」と言っていました。相手が発する部落という言葉が、差別をなくそうという気持ちで使っているのか、差別をしようという気持ちで使っているのかが言葉のアクセントで違っていたそうです。言葉のアクセントによって地域の人たちから差別に対する本気度を問われているんだよと教えていただきました。

先ほど人権という言葉が減ってきているというご意見がありました。私は条例ができてからずっと思っていたことがあります。他市の基本方針では、同和地区に関して「問題」と書かれています。障がい者の方、外国人の方は「人」を対象にしているのに同和地区だけは「問題」として扱われていることがずっと心に気になっていて、私としては、これは行政用語であると感じています。行政は「問題」としていますが、地区の人は「住

民」という認識がありました。

同和という言葉は使っても、人という言葉も付けてほしいという思いがあります。皆さんにこの気持ちをどういう言葉で表現すれば良いのか分からないのですが、ずっと同和地区で暮らしてきた私にとっては、どうにも感情が先に立ってしまいます。

亀山市のスタイルとして基本方針を作っただけのなら、他市のように「同和問題」ではなくて「同和地区の人」という表現で「人」という字で考えていただきたいです。

委員

今、資料の41ページの子育てと福祉のところを見せていただきました。ちょっと分からないのですが、子育て相談と福祉がイコールで結べる話ではないと思います。また、高齢者と障がい者を一つにくくっているような感じがします。高齢者と障がい者が別々のものと捉えているのかが明確ではありません。

これでは、資料として適当ではないと感じます。このような捉え方では課題が明確にならないし、施策として表れていかないのではないかという懸念があります。

事務局

次の総合計画を策定する際は、新しいアンケート調査をすることになると思いますので、例えば障がい者をとらえた計画やその他の計画についても、もっと充実したアンケートになると思います。

委員

今、市役所のどの部署が何をやる係か分かりづらいと感じています。少ない職員で兼務という形になっているのでしょうか。

会長

例えば、以前は子どもの問題にしても、教育分野と福祉分野に分離されて同じようなことを別々の係がやっていましたが、現在はなるべく統合しようという動きになっていますね。鈴鹿市などでも相談窓口を完全に一本化しています。良い面もあるけれども市民からみれば利用しにくいという面もあります。

委員

結局のところ総合計画に書かれているものを、そのまま調べていくということですか。

事務局

評価をするのにアンケートもひとつの結果としてとらえています。総合的な評価をするのに、計画の進行とか事業の進捗とか、アンケートの調査でしか計れないものを総合的な評価の中に入れるというものです。さらに担当部署だけではなく、他の部署の内容も考えて総合的に評価することになると思います。例えば人権については当部署での評価をしつつ、DVを考察している部署の評価も入れていくということです。

会長

人権では、先ほどの事案のように、電話が入って「ああ、これが差別事象だな」と、ある意味悪い部分が出てきて明らかになることが多いと思います。良い部分ではなかなか明らかになりません。

例えばこの5年間の取り組みの中で亀山市民の人権意識というのが後退しているという評価はないのですね。

事務局

そうですね。どちらかと言うと後退しているわけではない、ということだと思います。

ただ、分からないというところが現実です。何か事案が出てきた時に、これが人権問題だという認識が湧き上がるのでしょうか。

会 長

私は子どもの分野が専門です。子どもの虐待の通告件数はここ15年ほどの間に数十倍になりました。最初の頃の児童相談所への件数は1千件ほどだったのですが、現在は7万件を超えています。これは虐待件数が増えたのではなく、通告件数が増えたのです。

このことは、人権意識が向上したと理解できるし、また子どもと人権を見る目がしっかりしてきたことの現れでしょう。虐待などいろいろな事象が明らかになっていくことは、人権問題に関しては必ずしも悪いことではありません。例えば先ほどの電話の事案でも、電話を受けた職員が、「これは大変なことだ」と認識を持って対応したからこそ、この場で取り上げられたと言えます。

差別ということはいつまでも取り組んでいかないとはいけません。ゼロになって取り組みがなくなって良いという事態は人間社会ではあり得ないことだと思います。

委 員

子どもの人権については通報や相談するところがはっきりしていると思いますが、高齢者や障がい者については家族の関係とかが明らかになることが多いため、どこに相談するのか分からないという問題があると思います。高齢者や障がい者については、プライバシーの問題、怪我の状態、暴力などの証拠があるのか等が問題となり、壁も高いと思います。行政に相談しても、行政でできることにも限界があるようで、それ以上は警察で相談してくださいと言われ、なかなか解決に向かいにくいと感じています。

行政は、家の中のトラブルにまでは介入しないということなので、弱者に対するちょっとした相談相手になってくれるようなシステムや施設の設置等を望みます。時間的にも、日中ではなく夜とか土日祝日に対応してくれる施設が欲しいと思います。

一般的に基本方針の中では「このような方向に向かいましょう」と書くだけだと思いますが、具体的な相談機関の設置等についての記載も話し合えば良いと思っています。

介護保険の関係では、今後は高齢者に対する支援の部分が抜け落ちる事態が増加すると予想されます。そうすると自宅介護が必要な世帯が増えるため、今後は介護する家族を支援する場が必要になってきます。

このように、言葉だけではなく、実際にどうするかということにもっと目を向けていかないと、3、4年後には問題が山積になっているのではないかと心配しています。

会 長

国のお金が無くなってきていますから、ますます市や町に負担がかかってきています。行政ばかりに頼らず、お互いに何とかしなさいという部分が大きくなっているのも事実です。互いの負担が大きくなっていることが問題ですね。

委 員

現在私は、まちづくり協議会の設立に向けて取り組んでいます。まちづくり協議会の

文言の中にも人権という言葉盛り込んでいかなければ、なかなか個人では言い出しにくいということで、最悪の場合、“もう分からないからやめよう”という事態にもなりかねません。もし、人権という言葉が難しいのであれば、それをもっと具体的に人権という言葉の視点を掘り下げてやっていこうという姿勢がないといけません。このため、行政の課題としては、人権の意識を持って、人権の視点を多く取り入れたまちづくりをいかに進めていくかということだと思います。

この審議会で、人権についての視点や考えを明確に打ち出さないと、何となくやって終わりということになりかねません。いろいろ難しいことを言って申し訳ないと思いますがよろしくをお願いします。

委員

いろいろな人権問題を我々がどう解決していくか難しいところです。

子どもが学校を離れた時に子どもの人権にどう対応していくかは難しい問題です。

会長

教育分野ではいじめ防止法が施行されています。県が方針を立てたので、今は市や町が方針を立てる時期です。

障がい者差別解消法もありますが、亀山市はどうですか？

事務局

確か来年の4月に施行されます。

会長

いじめ防止法に関してはどうでしょうか？

委員

法成立を受けて、4月1日に各学校で作成することになっています。

会長

これまでのお話は、策定する基本方針に深く関わってきますね。

また、障がい者というと知的障がい者とか身体障がい者を思い浮かべますが、一番差別の対象となるのは精神障がい者なのです。

今日のニュースで言いましたが、これらの人たちの社会的入院をやめさせて、どんどん地域に精神障がい者の方を戻していこうという流れです。今後は、このことも視野に入れて議論を進めていかななくてはなりません。地域で支えて社会生活に復帰してもらうという考えですね。また、犯罪で逮捕された高齢者や障がい者の社会復帰も地域で支えようという考えがあります。つまり、いろいろな分野のことを人権問題の視点で考えないといけません。

亀山市の施策を立てるのであれば、こういった大きな視野を持ってやっていかななくてはならないでしょう。

委員

先ほどの障がい者差別解消法については、自分の所属団体で昨年から学習会を開催しています。その中で、刑務所に入っている人の半数以上の方が何らかの障がいを持っているということが話題となっていました。その人たちの社会復帰に向けた精神的な病に

対するプログラムを行政や地域が一緒になって準備をしていかなければならないと思います。

もう一つは、高齢者で刑務所に入っている人たちは、セーフティネットが刑務所になっていて、終末をそこで迎えることが多く、これらのことをもう少し考えていくべきではないかとの議論も出ています。こういったことも踏まえて、亀山市もどういったまちづくりをしていくのかということを考えていく必要があると思います。

会 長

亀山市はいろいろな政策を展開していくのに適した人口であると思いますので、ぜひ頑張っって良いものを作っていきたいと考えています。皆さんよろしくお願ひします。

それではこれで協議事項を終了したいと思ひます。

4 その他

会 長

最後にその他ということで、どんなことでも結構ですので、今後の進行や現在の地域で起きている事象でも結構ですのでご発言ありましたらどうぞ。

委 員

障がい者にかかわる団体の座談会でのあるお母さんの話ですが、障がいのある中学生になる自分の子どもさんが介助員さんにいろいろなことを言われるらしいです。小学生の頃はしっかり自分の意見を言う子どもだったようですが、中学生になって、相手から「世話をしてやっているのに」とか「どうしてそんなこと言うの」などと、友達とかも聞いているところで言われて、本人はひどく傷ついたようです。そのことを校長先生に訴えたら、逆に諭されるようなことを言われたらしいです。

誰もその介助員に対して物を言えないことがおかしく感じます。お母さんも子どもも我慢するしかないと言っています。今後もいろいろな面で助けてもらうしかないので、お母さんも子どもに我慢するよう言い聞かせたようなのです。どう思ひますか。

委 員

その方に1度私のところへ来てくださいと伝えてください。どんな話も聞かせてもらいます。場合によっては私から学校や介助員に話しに行かせてもらいます。

会 長

人権が侵害されたのではないかという事象が次々と現れてくるのは、むしろ良いことではないかと思ひます。

委 員

私は市の適応指導教室に十何年とかかわりを持たせていただひています。

最近は、先生が子どもたちに気を使うようになってひいます。十数年前までは子どもと対等にやっていたのに、今は気を使っているように見えます。本当は対等にしてほしいのですが、言うことを聞かない子や行事に参加しない子がいて、強制はできないから「あの子は放っておいてください」と言われたりすると、放っておくこともあるようです。それぞれ個性があつて難しいことだと常々感じながら一緒に活動させてもらひています。ですから、先生が一方的に悪いとは一概には言えないと思ひます。

適応指導教室の先生も年々代わっていきますし、先生の中には適応していない方も見受けられるので本当に難しいことだなと感じます。

会 長

先生が気を使うようになったというのは良い意味ではなくて、あまり問題にかかわりたくないという姿勢の表われということですか？

委 員

そういうことです。

委 員

先生も、適材適所が基本だから、学校で行くところが無いからといった理由で、そこに配置されるというようなことは全くありません。ただ、人の評価は見る人によって違ってきますので、そのあたりが関係しているのかも知れません。

会 長

それでは、本日の審議はこれで終了したいと思います。

私も亀山市の人間ではありませんが、亀山市のこうした情報を教えていただけることは非常に嬉しいことだと思います。是非今後も遠慮なさらずに、いろいろ教えていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

事務局

次回、第4回亀山市人権施策審議会は平成26年10月6日（月）を予定していますのでよろしくお願ひします。長時間のご審議ありがとうございました。